企業結合専門委員会
ディスカッション・ポイント（少数株主持分の取扱い）

- 本年 7 月に公表した論点整理では、少数株主持分の取扱いについて、従来どおり、いわゆる親会社説に基づき会計処理する旨の方向性を示していた。
- この論点整理に対するコメントを分析したところ、方向性で示した親会社説に基づく案の他に、国際的な会計基準に合わせ少数株主持分を資本とすべきとする意見も見られた。また、IASB では、負債と資本のプロジェクトが現在行われており、そのプロジェクトの結果に影響を受けるため、現状では見直すべきではないという意見も見られた。
- 上記の状況を踏まえ、以下の４つの案の分析し検討を行っているが、いずれの案が適切であると考えるか。

［案 1］ 少数株主持分を資本とする	少数株主持分を株主資本の一部として、株主資本の中で区分表示する。
［案 2］ 論点整理の A 案	子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額は、評価・換算差額等とする。
［案 3］ 論点整理の B 案	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額は評価・換算差額等）。
［案 4］ 従来処理の継続	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額はのれん又は負ののれん）。

- なお、前回の委員会で審議したとおり、本論点については、内容の重要性に鑑み、今後の委員会において意思確認を行う予定である。

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。